

# 「テールゲートリフター操作者特別教育(学科)」開催のご案内

公益社団法人 大阪労働基準連合会

☎06-6942-7401

適格請求書発行事業者の登録番号:T7120005015256

事業者は貨物自動車の荷台の後部に設置されているテールゲートリフターの操作の業務(当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る)について、従事する労働者に対し、令和6年2月1日より「特別教育」を行わなければならないと規定されました。(労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条第5号の4、安全衛生特別教育規程第7条の4)

つきましては、テールゲートリフターの操作の業務に従事する者を対象とする「特別教育」を次のとおり開催することにいたしましたので、是非ともこの機会に受講されますようご案内申し上げます。

受講修了者には、『テールゲートリフター操作者特別教育(学科)』の修了証を交付します。

なお、この特別教育は学科教育と実技教育が必要ですので、実技教育は社内等にてテールゲートリフターを使用して、テールゲートリフターの操作の方法(2時間)の実技教育を行ってください。

1 受講対象者 テールゲートリフターの操作業務の従事者

2 受講料金 ●受講料金(テキスト代含む)

**会 員 8,800円**

内訳【受講料 7,100円+消費税(10%) 710円、テキスト 900円+消費税(10%) 90円】

**非会員 10,340円**

内訳【受講料 8,500円+消費税(10%) 850円、テキスト 900円+消費税(10%) 90円】

◆大阪府下の支部・労働基準協会会員の方は、申込時に会員証を提示して頂くと受講料金が会員価格になります。郵送の場合は会員証のコピーを同封してください。

※振込先

三井住友銀行 京阪京橋支店(店番 139) 普通 1741405 公益社団法人大阪労働基準連合会

3 講習科目及び時間 ※時間割は都合により振替わることがあります。

講習日程	時間割	科目
	12:55~13:00	オリエンテーション
	13:00~14:30	テールゲートリフターに関する知識
	14:40~16:45	テールゲートリフターによる作業に関する知識
	16:55~17:25	関係法令
	17:25~17:30	修了証交付

4 講習会場 エル・おおさか(大阪府立労働センター) 南館

大阪市中央区石町2-5-3

☎06-6942-7401

※地下鉄・京阪電鉄天満橋駅下車、西へ300m

5 定員 100名(定員になり次第締め切ります)

6 修了証の交付 全課程修了後、受講者本人に修了証を交付いたします。

【ご注意】(1)お申込みは、講習日の3か月前の9時より「インターネット予約」からご予約ください。

(2)予約されましたら、『申込要領』に沿って手続きをお願いします。

(3)予約の有効期限(予約日より2週間)以内に申込手続きを完了されない場合は、予約が無効となりますので、ご注意ください。